

国民健康保険の給付について
～こんなときに給付が受けられます～

●病气やケガをしたとき	病气やケガで治療を受けるとき、保険証を提示することにより、一部負担金を支払うだけで、医療サービスを受けることができます。	
●出産したとき	国保の被保険者が出産（85日以上の子死産・流産を含む）をしたときは、出産育児一時金が支給されます。 ※国保から医療機関等への直接支払制度があります。	
●死亡したとき	国保の被保険者が死亡したときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費が支給されます。	
●医療費が高額になったとき	医療機関等に支払った自己負担額が一定の限度額を超えたとき、申請をして認められると、高額療養費として後で支給されます。	
●在宅訪問看護	病气やケガにより自宅で継続した療養をしていて、かかりつけの医師が必要と認めた場合、指定訪問看護事業者（訪問看護ステーション）の看護師等から訪問看護を受けられます。訪問にあたっての実費（交通費・物品代等）は利用者負担となります。	
●療養費の支給	下記について、いったん全額を自己負担により支払った場合、後で申請をすれば、その費用を審査し、認められた保険給付分が給付割合に応じて支給されます。	
	保険証が使えなかったとき	国内の旅先などで急病やケガで治療を受け、医療費の全額を支払ったとき
	海外療養費	海外渡航中に急病やケガで治療を受け、医療費の全額を支払ったとき
	治療用補装具 輸血用生血代	医師が必要と認めた輸血のための生血代やコルセット等の補装具代
	柔道整復師の施術料	骨折やねんざ等で、国保の取扱をしていない接骨院で施術を受けたとき
	はり、きゅう、マッサージの施術料	医師の同意により、あんま、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けたとき
	移送費	移動が困難な患者が医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送されたとき

※請求には期限があります。

領収書や明細書等の必要書類が各々異なりますので、詳しくは国保係へお問い合わせください。

年齢によって自己負担限度額が異なります。	
義務教育就学前	2割負担
義務教育就学から69歳以下	3割負担
(70～74歳) 住民税課税所得が145万円以上の方がいる世帯	3割負担
(70～74歳) 住民税課税所得が145万円未満の方のみの世帯	2割負担